

愛媛県出資法人経営評価専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人をいう。以下同じ。）の経営の改善及び効率的な運営に資するため、愛媛県出資法人経営評価専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 県が策定する出資法人の経営評価に関する指針に関すること。
- (2) 出資法人の経営状況、資産債務の状況及び事業の実績等を踏まえた経営評価に関すること。
- (3) その他出資法人の経営の改善及び効率的な運営のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員会は、必要に応じ、第2条の規定により検討した結果を愛媛県行政改革・地方分権戦略本部又は愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に報告することができる。

(解散)

第6条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行財政改革局行革分権課行政管理室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱改正後、最初に委嘱する委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、令和3年7月7日までとする。